

平成26年度 第2回

府中市国民健康保険運営協議会会議録

市民部保険年金課

平成26年度第2回府中市国民健康保険運営協議会

- 1 日時 平成26年10月14日(火) 午後1時30分～午後2時10分
 2 場所 府中市役所 西庁舎3階 第3委員会室
 3 出席者 (1) 運営協議会委員

選出部門	氏名	出欠
被保険者を代表する委員	鈴木 光 男	×
	宮下 稔 浩	×
	半沢 謙 治	○
	林 春 美	○
	戸田 忠 良	○
保険医又は保険薬剤師を代表する委員	赤須 文 彰	×
	日野 佳 昭	○
	杉田 廣 己	○
	渡邊 信	○
	内坪 誉 志	○
公益を代表する委員	小野寺 淳 (会長)	○
	遠田 宗 雄	○
	服部 ひとみ	○
	崎山 弘	○
	宮崎 清 美	○
被用者保険等保険者を代表する委員	井上 雅 巳	○
	増島 武	×

(2) 事務局

職	氏名
市民部長	坪井 秀昭
市民部次長	澁谷 智
市民部保険年金課長	中村 孝一
市民部納税課長	沼尻 章
市民部納税課長補佐	阿部 裕樹
市民部保険年金課長補佐	濱野 美奈子
市民部保険年金課給付係長	古田 裕樹
市民部保険年金課保険税係長	平井 雅士
市民部保険年金課事務職員	小泉 麻紀

- 4 傍聴者 なし

会議録（要点筆記）

会 長： 皆さん、こんにちは。お揃いになりましたので、ただ今から平成26年度第2回府中市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。大変お忙しいところお集まりいただきました。

本日は傍聴者がございませんので、次第に沿って進めていきたいと思っております。事務局より1件、審議事項が追加されましたので、議事日程第4として審議することになりましたのでよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事日程に従いまして会議を進めさせていただきます。

本日の会議には、鈴木委員、宮下委員、赤須委員、増島委員から欠席の報告をいただいておりますので、ご報告申しあげます。

それでは、議事日程第1の議事録署名委員の指名をいたしたいと思っております。

被保険者を代表する委員から半沢委員さん、保険医又は保険薬剤師を代表する委員から内坪委員さん、公益を代表する委員から遠田委員さんをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

全 委 員： 異議なし

会 長： ご異議ございませんので、各委員、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第2の出産育児一時金支給金額改正に係る府中市国民健康保険条例及び府中市国民健康保険条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

保険年金課長補佐が、資料1、資料1-1について説明を行った。

会 長： 説明が終わりました。ご質問をお受けいたします。

委 員： 基本的なことでお聞きいたします。

制度開始から5年ほど経ちまして、創設の時に議論に加わりまして改めて教えていただきたいと思います。出現率から見ると想定より少なくて引き下げられた、見込みよりも少なかったから剰余金が発生したという風に考えたのですが、その点で府中市内の実績、どれくらいの適用があったのかということ、5年間教えていただけたらと思います。

それが1点と、分娩機関、病院・産院、府中市内の数はあまり多くな

いと思われませんが、府中市内では現在どれくらいあるのかということをご改めて教えてください。未加入のところは無いのだと思いますが、その辺を確認をしたいと思っております。以上でよろしくお願いいたします。

保険年金課長補佐： 1点目、適用があったかどうかでございますが、大変申し訳ございませんが数字はつかんでおりません。と言いますのは、こちらはお医者様と機関との契約という形になりますので、こちらには報告等がございません。

2点目の、市内の分娩機関の箇所数は現在4か所、こちらは産科医療補償制度を運営しております機関のホームページで発表されておりますものですが、全て補償制度に加入しております。未加入のところはございません。以上でございます。

委員： 2回目です。東京全体ではどの程度のパーセンテージでこの制度を利用されたかということは、お分かりになるでしょうか。分かる範囲で教えていただけたらと思っております。聞きたいのは、どの程度で見込まれて、結果、適用が少なかったのだと思うのですが、その辺の事情を聞きたいのです。よろしくお願いいたします。

保険年金課長補佐： 東京都内の、まず産科医療補償制度に加入しているかどうかから、お答えいたしますと、都内病院・診療所全機関数が209ございます。そのうち、加入してございますのは207、加入率としては99パーセントでございます。助産所もございまして、こちらは全機関数54、こちらの加入率は100パーセント、全体での加入率としては99パーセントになっております。

掛け金についてでございますが、当初は年間の補償対象が800人として計算していたそうです。こちらの掛け金が3万円と決めたそうですけれども、実際のところは、数字がきちんとしていないのですが500人以下だったということです。26年度までの剰余金が800億円と推定されておりました、そこから1件当たり8,000円程度を掛け金の中に含めていくということで、通常1分娩当たり24,000円かかると計算されているそうですけれども、制度の剰余金から1分娩当たり8,000円が充当されるということになっております。その結果が、16,000円という金額になるわけでございます。

委員： 委員が質問されたことで1つ済んだのですが、申請したけれども、認められなかった数というのも、お分かりにならないということでしょうか。その補償制度に関するトラブルというのも、数とかは把握されていないということなのでお分かりにならないでしょうか。お聞きしたかったのですが。

保険年金課長補佐： 申請数は、つかんでおりません。市への報告もございません。こちらの制度の目的ですが、原因の分析、それから再発防止の機能を有したものでございます。産科医療の質の向上を目指してやっているものでございまして、申請に伴って不承認になった数ということですが、こちらも全て制度の機関の方で把握しているものでございます。

この補償対象の範囲が、来年1月1日以後の出産から少し変わってございまして、今年12月31日までに出生したお子様の場合は出生体重が2,000グラム以上かつ在胎週数33週以上、又は在胎週数28週以上で該当する要件があるのですが、その他障害の程度といたしまして身体障害者手帳1・2級相当の脳性麻痺に該当する場合という条件だったのですが、掛け金が変わると同時に1月1日以降に出生したお子様の場合には出生体重が1,400グラム以上かつ在胎週数32週以上、その他の要件は変わりませんが、少し要件が緩和と言うんでしょうか、少し広がってございます。申請にかかるトラブルにつきましても、申し訳ありませんがこちらでは把握してございません。以上でございます。

会 長： 他に、ご質問ございませんか。特に他にご質問が無いようでございますので、本件は了承でよろしいでしょうか。

全 委 員： 異議なし

会 長： では、日程第2の出産育児一時金支給金額改正に係る府中市国民健康保険条例及び府中市国民健康保険条例施行規則の一部改正については了承といたします。

続きまして、日程第3の府中市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。事務局よりご説明願います。

保険年金課長補佐が、資料2について説明を行った。

会 長： 説明が終わりました。ご質問をお受けいたします。

委 員： 地方税法上で規定があるのでこういう風になるということは1期ごとの負担が軽減されるのでいいと思うのですが、最初の説明のところに、7割減が5,000世帯ということに私は驚きました。知らなかったものですから、確か府中市の場合は全部で4万世帯くらいと伺ったような気がしますが、そうすると7割減が5,000世帯あって、その他に5割とか2割の世帯もあるということで、軽減世帯というのがどの程度あるのかということと、「毎年度約」とあるので、23年度に軽減の方法がちょっと変わったのでそれより前のことはいいのですが、傾向として

何となく増えているのか減っているのかということがちょっと気になります。他の市の傾向も気になったので、教えていただければと思います。

保険年金課長補佐： 大変申し訳ございません、全体の数字を持ってきていないのですけれども、こちらの表の説明でございしますが、均等割7軽減をした上で一人世帯の場合が8,800円になります。世帯そのものが2人世帯だったり3人世帯だったりということがございますので、この8,800円となる条件としては、7軽減を受けている一人世帯となります。その世帯が、約5,000世帯ということでございます。他市の傾向でございしますが、申し訳ありません、今現在つかんでおりません。以上でございます。

委員： この説明の下から2行目のところに、「均等割額7割軽減の対象となる所得の世帯に属する1人分の金額」とある意味がよくわからなかったのですけれど。軽減の判定というのは世帯ごとにやりますよね、この1人というところがどこで出てくるのかが意味があるのか、よくわからなかったのですけれど。

保険年金課長補佐： お1人だけの世帯、それから、その世帯の中で国民健康保険に入っている人は1人だけなのですがその人が世帯主でない場合には該当します。

委員： 擬制世帯主のことですね。

保険年金課長補佐： はい、擬主と申しあげます。

委員： 3つくらいあるのですが。

1つは資料の今のページに26市の状況が書いてありますが、実は収納率トップクラスというかトップの国立市が分割いくらにしているか出てないんですけど、わかったら教えていただきたいです。

2つ目は、分割というのは負担感を軽減して収納率を上げる施策の一つだと理解しているのですが、これでどれくらい収納率が上がるという目論見をお持ちでしょうか。この前、一月の時に事務的な負担感はそんなに無いというお話は承っておりますけれど、もう一回確認したいのですがどんな風に考えておられるのか。

3つ目は、前は私は欠席したのですが資料をいただきまして、府中市の収納率の表をいただいておりますけれども、25年度は収納率が、2.2ポイントも上がって極めて高い数値の91.1パーセントになっています。これは、府中市の総合計画の6年計画の中で最終的な目標が平成29年の90.3パーセントだと思いますけど、遥かに越しているんです。その辺の何か別の施策で上がっていったのか、自民党政権に代わって今が景気が良くなって事業者負担が、小規模の事業主さんがということですが、そういう人が分納もなく支払えたのか、その辺を3

点、お聞きしたいのですが。

納税課長： 収納に関して、お答えします。

まず国立市の期割の回数ですが、8期割ということで現行対応されていることになっているとのことでございます。まさしく委員のおっしゃるとおり、国立市はここ数年国保税に関しましても市税に関しましても26市中一位を続けている市でございます。我々も国立市に視察とかでご教示いただいている点もありまして、一部参考にさせていただいたところもございます。

また、本市につきまして2.2ポイントの過去最大の伸び率ということで、お持ちのご資料に関して、前回15年ぶりの90パーセント台の復活、及び2.2パーセントの伸び率ということでご説明させていただきました。その中での取り組みといたしまして大きく変化したところは、我々といたしましては基本的には今までの滞納者の方にきちっと接触を重視した対応をしております。その手段が、連絡や相談を応じてくれなかった方に対して一部差押え処分を行っておるところですけれども、差押えにつきましては必ずしも差押えした金額が滞納額を充足するものではございません。ですので我々といたしましては、まずはそこから接触を図ることによりきめ細かい納付相談の中でその方の資力状況、財産状況などを見極めながら納付計画を策定させていただき、分納を確立し、不履行を起こさないような形で取り組んだ結果が、一番成果が上がったところだと評価しております。

ただし、昨年度には自動音声システムといたしまして、現年分の納期が過ぎた後に督促状というのを一回通知文を出し、その後は催告書という形で郵送物のやり取りをやっていましたが、その間に、自動音声システムといたしまして滞納者の方の自宅の番号あるいは携帯番号に、機械で「納付が失念してますよ」という内容でお知らせしたりとか、あとは案内通知文書の封筒を従来の封筒だと普通の文書と紛れて見過ごされる可能性があったものを、封筒を赤い色とかオレンジとか目立つ色を工夫してなるべく開封して見ていただくというようなハード的な努力もした結果だと思っております。

あと、総合計画の6年間でもう既に達成したというお話がございました。総合計画の時点ではその時の決算ベースの26市平均値ということで取らせていただいたので、率で言いますと当時90.3パーセントが26市平均でございましたので、確かに今回大幅に上回ってしまった。ただ、本市におきましても91.1パーセントということで収納率を上げさせていただくことができましたが、26市も上がっておりまして、

26市平均収納率ですと91.6パーセントということで本市におきましてまだ0.5パーセント不足しています。考え方としてまずは当面の目標を26市平均収納率を目安に頑張っていこうという計画で策定したものでございます。ちなみに、国保の本年度の順位は26市中14位で平均より1つ下回った状況でございます。以上でございます。

委員： 1点教えていただきたいのですが、1期に900円を支払う場合、金融機関に府中市が支払う手数料は1件当たりいくらになるんですか。なぜかという、これで収入が増えて収益率がいくら上がっても経費が上がっていったらあまり面白いことではないかなと思ひまして。実際にどれくらい経費をかけて1件当たりを府中市が納入されているのかとお伺いしたい。

納税課長： 金融機関に対する手数料でございますけれども、今、本市で払っている手数料に関しましては口座振替で1件当たり10円、コンビニ手数料におきましては62円という状況でございます。以上でございます。

会長： この新たな期数を増やすのは、平成27年のいつから実施ですか。

保険年金課長補佐： 平成27年度の課税からになります。

会長： それでは、他にご質問が無いようでございますので、日程第3の府中市国民健康保険税条例の一部改正については了承することでご異議ございませんか。

全委員： 異議なし

会長： それでは、了承といたします。

続きまして、日程第4のその他についてを議題といたします。事務局の方から何かございますでしょうか。

納税課長： 納税課より本年度の収納率状況及び取組をこの場をお借りしてご報告させていただければと思います。

7月に開催されました第1回府中市国民健康保険運営協議会では25年度決算において収納率が改善された報告ができました。本年度の収納状況につきましては、現在第2期分までの収納状況でございますが、9月末時点同月比における現年課税分収納率をご報告いたします。

現年課税分の収納率は、28.5パーセント、前年度比0.8ポイント増でございます。滞納繰越分では、10.4パーセント、前年度比0.6ポイント減となっております。現年分と滞納繰越分を合わせた収納率では、23.1パーセント、前年度比0.5ポイント増が現在の収納率状況でございます。

次に、本年度の取組状況でございますが、昨年度から滞納者との接触を重視したきめ細かな納付指導と財産調査の強化を引き続き実施し、収

納率の向上を図っております。また、収納基本計画で掲げた第2の柱、滞納繰越分の圧縮にも計画的に取組み、現年課税分と滞納繰越分の徴収強化を図るとともに、接触が図られ生活状況が厳しい実態が明らかにされた方達へは、一定の要件に基づきまして滞納繰越分の圧縮を図り生活を逼迫させない納付意識の改善を積極的に指導しております。このような取組は、昨年度接触が図られ納付改善がされているものの処分すべき財産もなく一定期間の資力回復も見込まれない方たちが保有している滞納繰越分の取り扱いにつきまして、生活を逼迫させることのないよう慎重に現在の生活状況及び資力を見極め、滞納者の資力に応じた執行停止処分を実施するものでございます。以上が、収納率の現況と収納取組の報告となります。以上でございます。

会長： 先ほど、委員からのご質問もございましたけれども、25年度の実績は収納率が向上したということですが、1年分だけで終わりというのではなくて、その後どうなっているのかという説明をしていただきました。今の担当の方から行くと、平成26年度も頑張って収納率を上げることですので、さらに期待をしていきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、事務局側からのその他についてはただ今の報告をもって終わらせていただきます。

各委員から、この場でお聞きしたいことあるいはご意見などございましたらお伺ひしたいと思ひます。

委員： 私は何回か欠席しましたので、もしかしたらお話として上がっていたのかもしれないのですが、データヘルス計画というのは、府中市において何らかの準備をされているご予定でしょうか。もし間違っていましたら訂正していただきたいのですけれど、そのような策定に向けた準備ということで、例えば被用者保険の場合ですと、レセプトの分析だとか健診結果とかから、的確な保健事業を推定することで医療費の適正化につなげていくという中長期的な狙いがあることは勿論、政府の健康寿命の延伸という状況も受けて、計画も今年度中に策定するという事になっているのですけれども、府中市におきましてはそのような準備というのは進められていらっしゃるのかどうか、計画の仕様については年度末には計画を練るような場を設けるおつもりなのかどうか、そこをちょっと確認させていただきたい。

保険年金課長： データヘルス計画についてでございますが、当初は今年度については健保組合の方で今年度は計画を立てる、市町村についてはいくつかの市でモデル的に行ってそれ以降やっていくという話を伺っておりました。

ところが、年度変わりまして、市町村も今年度中に立てるといような
枠に入りましたが、残念ながら府中市の方ではそれに向けた予算取りを
しておりません。また、データヘルス計画のベースになりますKDBも
現在、加入しておりません。26市の中でも現在加入しているのは何市
かでございます。そういった状況の中で今年度中に計画を立てるとい
うことですが、東京都や国の方でも来年度に向けてそのデータヘルス計画
の支援の予算を獲得していくという話もございます。そういったところ
から、各市の状況また国の動向等見て、府中市も対応を考えていかな
ければならないと思っております。

委員： では、被用者保険者の方が先行していくというようなことですね。

保険年金課長： 当初そういうお話だったのですが、年度変わりまして国の方針として
急遽市町村もその中で計画を立てるとい中に入ったということがござ
いまして、正直なところ少し困惑しているところでございます。です
ので、先ほど申し上げましたが、他市の状況やそういった支援の体制を
鑑みて対応を考えていかなければと思っているところでございます。

会長： 今回の件については私の方から申し上げますが、国や都、いわゆるこの
データヘルス計画を何年度までにという動きは、新たに市町村の方でや
るとなったときにどのくらいの計画でやらないといけないのかとい
うことがあるのかどうか、それによって27年度しっかり予算を入れな
ければならないとすると、やっぱり、そのことを踏まえた取り組みを
しないと間に合わないと思いますが、その辺はどうですか。

保険年金課長： 今年度急遽市町村もなった中では、26年度中に計画を立てるよ
うにという風には言われてしまっています。以上でございます。

会長： しかし26年度中に計画を完成させることはできないわけで、とい
うことは27年度以降に早い時期に予算化をしてやるということ府中市
としての取組をしていこうと、そういうことですか。

保険年金課長： 基本的には27年度中に、ただ計画自体のモデルといいますか、こ
ういった計画というようなところを国の方で出してくれているところ
でございます。それによりますと、現在の既存の計画に少しプラスアル
ファした形で計画を立てればいいという話もございますので、あまり
費用とかかかずに計画が立てられれば、また業務的にも間に合うよ
うであれば、早い時期に立てるのがよろしいのかと考えているところ
ではございます。ただ、27年度中には遅くとも立てざるを得ないと
考えております。

会長： それでは、ただ今の答弁をベースにしながら新たにデータヘルス
計画を府中市として取り組んでいくという理解をしておきたいと思
います。

他に、委員からございますか。

それでは、他に無いようでございますので、これもちまして平成26年度第2回府中市国民健康保険運営協議会を終了いたします。